## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)

# 令和2年3月28日(令和2年5月14日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

# (3)まん延防止

### 4)職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、 引き続き、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減 に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテ ーション勤務等を強力に推進すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低 減する取組を引き続き強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う 事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避 けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事 業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要 になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行う よう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤 する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との 接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う 事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避 けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事 業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

(中略)

- 6) 緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等
  - ① 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、緊急事態宣言の期間中は、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとする。

#### (中略)

・ 事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人 との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防 止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。